

北海道告示第10536号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成31年8月16日までに北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成31年4月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

駅前第2施設建築物

北海道小樽市稲穂2丁目65番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 飯盛 徹夫

東京都中央区八重洲1丁目2番1号 ほか39者

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

駐車場N o.	変更前		変更後	
	収容台数	位置	収容台数	位置
隔地平面駐車場①	31台	届出書図2-1記載	31台	届出書図2-2記載
隔地立体駐車場②	232台	届出書図2-1記載	—	—
小樽稲穂駐車場	—	—	48台	届出書図2-2記載
樽石ビル立体駐車場	—	—		届出書図2-2記載
第一ビル駐車場	—	—		届出書図2-2記載
合計	263台		79台	

イ 駐車場の出入口の数及び位置

駐車場N o.	変更前		変更後	
	出入口の数	位置	出入口の数	位置
隔地平面駐車場①	入口1箇所 出口1箇所	届出書図2-1記載	入口1箇所 出口1箇所	届出書図2-2記載
隔地立体駐車場②	入口1箇所 出口1箇所	届出書図2-1記載	—	—
小樽稲穂駐車場	—	—	入口1箇所 出口1箇所	届出書図2-2記載
樽石ビル立体駐車場	—	—	出入口1箇所	届出書図2-2記載
第一ビル駐車場	—	—	出入口1箇所	届出書図2-2記載
合計	4箇所		6箇所	

(4) 変更の年月日

平成31年11月28日

(5) 変更する理由

隔地立体駐車場の建替えを検討しており、建替え期間の代替駐車場を届出駐車場とするため。
駐車需要と見合った台数とするため。

2 届出年月日

平成31年3月27日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成31年4月16日（火）から平成31年8月16日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、小樽市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は小樽市へ問い合わせること。